

特別養護老人ホーム 雲谷ホーム 利用料金/日		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 介護報酬1割負担額	従来型個室	547円	614円	682円	749円	814円
	多床室 (2人又は4人部屋)	547円	614円	682円	749円	814円
	日常生活継続支援加算	36円				
	処遇改善加算	19円	21円	24円	26円	28円
② 居住費	第1段階の方	従来型個室	320円	多床室	0円	
	第2段階の方	従来型個室	420円	多床室	370円	
	第3段階の方	従来型個室	820円	多床室	370円	
	第4段階の方	従来型個室	1,150円	多床室	840円	
③ 食費	第1段階の方	300円				
	第2段階の方	390円				
	第3段階の方	650円				
	第4段階の方	1,380円				
自己負担額 従来型個室 ①+②+③	第1段階の方	1,222円	1,291円	1,362円	1,431円	1,498円
	第2段階の方	1,412円	1,481円	1,552円	1,621円	1,688円
	第3段階の方	2,072円	2,141円	2,212円	2,281円	2,348円
	第4段階の方	3,132円	3,201円	3,272円	3,341円	3,408円
自己負担額 多床室 ①+②+③	第1段階の方	902円	971円	1,042円	1,111円	1,178円
	第2段階の方	1,362円	1,431円	1,502円	1,571円	1,638円
	第3段階の方	1,622円	1,691円	1,762円	1,831円	1,898円
	第4段階の方	2,822円	2,891円	2,962円	3,031円	3,098円

※ 自己負担割合が2割の方は上記①の金額が2倍になります。

利用者負担段階	対象となる人(市町村民税世帯非課税)※
第1段階の方	高齢福祉年金受給者、生活保護受給者など
第2段階の方	合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計80万円以下など
第3段階の方	合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計80万円超など

※ 入所者が世帯非課税であっても、①配偶者(世帯分離をしている場合を含む)が課税されている場合、または単身で1000万円超、夫婦で2000万円超の預貯金を保有している場合には、補足給付の対象外(第4段階)となります。

※ 特例減額措置＝市町村民税世帯課税層でも、高齢夫婦世帯の一方が施設に入所(短期入所を除く)し、食費・居住費の負担により残された配偶者の在宅生活が困難になるような場合は、第3段階とみなされ、限度額認定証が交付されます。

平成27年8月以降は、入所者本人が単身の非課税世帯であり、世帯がいの配偶者が課税されているケースについても、この特例減額措置の対象となります。